

昭和三十五年通商産業省令第三十六号

商標登録令施行規則

商標登録令（昭和三十五年政令第四十二号）第六条において準用する特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）第十条の規定に基づき、および商標登録令を実施するため、商標登録令施行規則を次のように制定する。

（商標登録原簿の調製方法）

第一条 商標登録原簿の調製の方法は、電子計算機の操作によるものとし、文字の記号への変換の方法その他の磁気テープへの記録の方法については、特許庁長官が定める。

（商標原簿の様式等）

第一条の二 商標登録原簿（次項に規定するものを除く。）は、それに記録されている事項を記載した書類を様式第一により作成できるものでなければならない。

2 商標法（昭和三十四年法律第二百七号）第六十八条の二十第二項に規定する国際登録に基づく商標権（以下「国際登録に基づく商標権」という。）に係る商標登録原簿は、それに記録されている事項を記載した書類を様式第一の二により作成できるものでなければならない。

3 商標関係拒絶審決再審請求原簿は様式第二により、商標信託原簿は様式第三により作成しなければならない。

4 商標関係拒絶審決再審請求原簿および商標信託原簿には、様式第四による目録を附さなければならない。

（附属書類）

第二条 商標登録令（昭和三十五年政令第四十二号）第四条第三項の附属書類は、登録受付簿とする。

2 登録受付簿は、様式第五により作成しなければならない。

（商標登録原簿の記録）

第三条 商標登録原簿（国際登録に基づく商標権に係るものを除く。）は、登録番号記録部、第一表示部、第二表示部、登録料記録部、甲区、乙区、丙区及び丁区の別に記録しなければならない。

2 登録番号記録部には、登録番号を記録しなければならない。

3 第一表示部には、商標権の表示をするほか、その存続期間の更新、変更及び消滅並びに書き換えられた後の指定商品並びに商品及び役務の区分（商標法施行令（昭和三十五年政令第十九号）第二条の規定による商品及び役務の区分のうち、指定商品又は指定役務が属する商品又は役務の区分をいう。以下同じ。）並びに商品及び役務の区分の数（以下「区分の数」という。）並びに登録異議の申立てについての確定した決定、商標法第四十六条第一項、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条第一項、第五十三条の二、同法附則第十四条若しくは商標法等の一部を改正する法律（平成八年法律第六十八号）以下「平成八年改正法」という。）附則第十七条第一項の審判の確定審決又は再審の確定した決定若しくは確定審決に関する事項を記録しなければならない。

4 第二表示部には、防護標章登録に基づく権利の表示をするほか、その存続期間の更新及び消滅並びに書き換えられた後の指定商品並びに商品及び役務の区分並びに区分の数並びに登録異議の申立てについての確定した決定、商標法第六十八条第四項において準用する同法第四十六条第一項、第五十三条の二若しくは同法附則第二十三条において準用する同附則第十四条第一項の審判の確定審決又は再審の確定した決定若しくは確定審決に関する事項を記録しなければならない。

5 登録料記録部には、登録料及びその納付の年月日、商標権が商標法第四十条第四項に規定する国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときの国以外の者の持分の割合又は登録料の返還に関する事項を記録しなければならない。

6 甲区には、商標権及び防護標章登録に基づく権利の設定、移転、処分の制限及び信託による商標権及び防護標章登録に基づく権利についての変更に関する事項を記録しなければならない。

7 乙区には、専用使用権及びこれを目的とする質権に関する事項を記録しなければならない。

8 丙区には、通常使用権及びこれを目的とする質権に関する事項を記録しなければならない。

9 丁区には、商標権を目的とする質権に関する事項を記録しなければならない。

第三条の二 国際登録に基づく商標権に係る商標登録原簿は、登録番号記録部、第一表示部、第二表示部、甲区、乙区、丙区、丁区及び国際登録事項記録部の別に記録しなければならない。

2 登録番号記録部には、商標法第六十八条の二第一項に規定する国際登録（以下「国際登録」という。）の番号を記録しなければならない。

3 第一表示部には、国際登録に基づく商標権の表示をするほか、登録異議の申立てについての確定した決定、商標法第四十六条第一項、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条第一項及び第五十三条の二の審判の確定審決又は再審の確定した決定若しくは確定審決に関する事項を記録しなければならない。

4 甲区には、国際登録に基づく商標権の設定、処分の制限及び信託による国際登録に基づく商標権についての変更並びに防護標章登録に基づく権利の設定、移転、処分の制限及び信託による防護標章登録に基づく権利についての変更に関する事項を記録しなければならない。

5 国際登録事項記録部には、国際登録に基づく商標権に係る商標法第六十八条の九第一項に規定する国際登録簿（以下「国際登録簿」という。）に登録された事項を記録しなければならない。

6 前条第四項及び第七項から第九項までの規定は、国際登録に基づく商標権に係る商標登録原簿の記録に準用する。

（申請書の様式）

第四条 商標権の分割の登録を申請するときは、申請書は、様式第六により作成しなければならない。

2 商標権の分割移転の登録を申請するときは、申請書は、様式第七により作成しなければならない。

3 専用使用権又は通常使用権の設定又は変更の登録を申請するときは、申請書は、様式第八により作成しなければならない。

（併合の手続）

第四条の二 前条第二項の申請と第十七条第三項において準用する特許登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十三号）第十条第一項の申請は、分割移転に係る商標権の登録権利者及び登録義務者が全部の移転に係る商標権の登録権利者及び登録義務者と同じの場合に限り、一の書面で行うことができる。

（証明書等の添付）

第四条の三 商標登録令第八条の経済産業省令で定めるものは、次に掲げる書面の一とする。

一 商標権の移転を証明する契約書の謄本又は抄本であつて、認証のあるもの

二 商標法条約に基づく規則で定めるモデル国際様式によつて作成された譲渡証明書又は譲渡文書

（番号の記録等）

第四条の四 国際登録に基づく商標権に係る商標登録原簿に国際登録事項記録部について登録するときは、当該登録事項を記録した順序により、記録番号を当該登録事項を記録する部分の前に記録しなければならない。

（商標権の設定の登録の方法）

第五条 商標権（国際登録に基づく商標権を除く。以下この条において同じ。）の設定の登録をするときは、登録番号記録部として登録番号を、第一表示部として商標登録出願の年月日、商標登録出願の番号、査定又は審決があつた旨及びその年月日、指定商品又は指定役務、商品及び役務の区分並びに区分の数を、甲区として商標権者の氏名又は名称及び住所又は居所を記録しなければならない。

2 次の各号に掲げる商標権の設定の登録をするときは、前項の規定により記録すべき事項のほか、第一表示部には、当該各号に掲げる事項を記録しなければならない。

一 商標に係る文字、図形、記号、立体的形状又は色彩が変化するものであつて、その変化の前後にわたるその文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合からなる商標

（以下「変化商標」という。）のうち、その商標が時間の経過に伴って変化するもの（以下「動き商標」という。）に係る商標権 当該商標権が動き商標に係る商標権である旨

二 変化商標のうち、ホログラムその他の方法により変化するもの（前号に掲げるものを除く。以下「ホログラム商標」という。）に係る商標権 当該商標権がホログラム商標に係る商標権である旨

三 立体的形状（文字、図形、記号若しくは色彩又はこれらの結合を含む。）からなる商標（第一号、第二号及び第六号に掲げるものを除く。以下「立体商標」という。）に係る商標権 当該商標権が立体商標に係る商標権である旨

四 色彩のみからなる商標（第一号及び第二号に掲げるものを除く。）に係る商標権 当該商標権が色彩のみからなる商標に係る商標権である旨

五 音からなる商標に係る商標権 当該商標権が音からなる商標に係る商標権である旨

六 商標に係る商標（文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合に限る。）を付する位置が特定される商標（第一号及び第二号に掲げるものを除く。以下「位置商標」という。）に係る商標権 当該商標権が位置商標に係る商標権である旨

七 標準文字のみによる商標に係る商標権の設定の登録をするときは、第一項の規定により記録すべき事項のほか、第一表示部には、当該商標権が標準文字のみによる商標に係る商標権である旨を記録しなければならない。

八 団体商標に係る商標権の設定の登録をするときは、第一項の規定により記録すべき事項のほか、第一表示部には、当該商標権が団体商標に係る商標権である旨を記録しなければならない。

九 地域団体商標に係る商標権の設定の登録をするときは、第一項の規定により記録すべき事項のほか、第一表示部には、当該商標権が地域団体商標に係る商標権である旨を記録しなければならない。

十 商標法第六十八條の三十二第一項又は第六十八條の三十三第一項の規定による商標登録出願に係る商標権の設定の登録をするときは、第一項の規定により記録すべき事項のほか、第一表示部には、当該商標権が商標法第六十八條の三十二第一項又は同法第六十八條の三十三第一項の規定による商標登録出願に係る商標権である旨並びに当該出願に係る国際登録の番号及び同法第六十八條の九第一項に規定する国際登録の日（この項及び次条第一項において「国際登録の日」という。）（当該国際登録が同法第六十八條の四第一項に規定する事後指定（以下「事後指定」という。）に係るものであつたときは国際登録の日及び同法第六十八條の九第一項ただし書に規定する事後指定の日（次条第一項において「事後指定の日」という。）を記録しなければならない。

十一 第五条の二 国際登録に基づく商標権の設定の登録をするときは、登録番号記録部として国際登録の番号を、第一表示部として国際登録の日（当該国際登録が事後指定に係るものである場合は国際登録の日及び事後指定の日）、査定又は審決があつた旨及びその年月日、登録商標、商標の詳細な説明、指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分を、甲区として商標権者の氏名又は名称及び住所又は居所を記録しなければならない。

十二 前条第二項、第四項及び第五項の規定は、国際登録に基づく商標権の設定の登録をする場合に準用する。

（防護標章登録に基づく権利の設定の登録の方法）

第六条 防護標章登録に基づく権利の設定の登録をするときは、当該防護標章登録に係る商標権の登録に第二表示部として防護標章登録出願の年月日、防護標章登録出願の番号、査定又は審決があつた旨及びその年月日、指定商品又は指定役務、商品及び役務の区分、区分の数並びに当該防護標章登録の登録番号を記録しなければならない。

（出願時の特例の適用を受ける商標登録出願に係る商標権の設定方法）

第六条の二 商標法第六十八條の十第一項の規定の適用を受ける国際商標登録出願に係る商標権（以下この条において「特例国際商標権」という。）の設定の登録をするときは、第五條の二の規定により記録すべき事項のほか、第一表示部には、当該商標権が特例国際商標権である旨及び当該特例国際商標権と重複している商標権（以下この条において「重複国内商標権」という。）に係る登録番号を記録しなければならない。

2 前項の場合において、重複国内商標権の登録の第一表示部に、当該商標権が重複国内商標権である旨及び当該重複国内商標権と重複している特例国際商標権に係る国際登録の番号を記録しなければならない。

（商標権の存続期間の更新の登録の方法）

第七条 商標権の存続期間の更新の登録をするときは、第一表示部に更新登録申請の年月日、商品及び役務の区分並びに区分の数に変更があつたときは変更後の商品及び役務の区分並びに区分の数を記録しなければならない。

（防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新の登録の方法）

第八条 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新の登録をするときは、第二表示部に更新登録出願の年月日、更新登録出願の番号、査定又は審決があつた旨及びその年月日を、商品及び役務の区分並びに区分の数に変更があつたときは変更後の商品及び役務の区分並びに区分の数を記録しなければならない。

2 商標法第六十五條の三第三項の規定による更新登録の出願による防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新の登録をするときは、前項の規定により記録すべき事項のほか、第二表示部にその旨を記録しなければならない。

（商標権の分割の登録）

第九条 商標法第二十四條第一項の規定による商標権の分割をするため当該商標権を甲及び乙の商標権に分割する場合の登録をするときは、原商標権の登録の次に乙商標権の登録をするものとし、次に掲げる事項及び分割の登録に必要な事項を記録しなければならない。

一 登録番号記録部として、原商標権に係る登録番号及びそれに続けて「の2」を示す記号

二 第一表示部として、原商標権の商標登録出願及び更新登録申請の年月日、商標登録出願の番号、査定又は審決があつた旨及びその年月日、乙商標権に係る指定商品又は指定役務、商品及び役務の区分、区分の数並びに原商標権の設定及び更新の登録の年月日

三 登録料記録部として、原商標権の登録料及びその納付の年月日、原商標権が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときの国以外の者の持分の割合又は登録料の返還に関する事項

四 甲区、乙区、丙区及び丁区（以下「事項部」という。）の相当区として、原商標権の登録中登録した商標権その他商標登録に関する権利に関する事項

五 甲区以外の相当区には、前号に規定する事項のほか、乙商標権が甲商標権とともに当該権利の目的である旨

2 前項の規定による登録をしたときは、原商標権の登録に次に掲げる事項及び分割の登録に必要な事項を記録しなければならない。

一 登録番号記録部には、登録番号に続けて「の1」を示す記号

二 第一表示部には、原商標権の商標登録出願及び更新登録申請の年月日、商標登録出願の番号、査定又は審決があつた旨及びその年月日、甲商標権に係る指定商品又は指定役務、商品及び役務の区分、区分の数並びに原商標権の設定及び更新の登録の年月日

三 甲区以外の相当区として、登録に係る権利の表示及び商標法第二十四條第一項の規定による分割により甲商標権が乙商標権とともにその権利の目的である旨

第十条 前条の規定により登録をする場合において、原商標権についての商標登録に関する権利の登録名義人が乙商標権についてその権利を有しないとき、又は同条の登録の申請前にその権利が消滅したことを当該登録名義人が承認したことを証明する書面若しくはその者に対抗することができる裁判の謄本若しくは抄本を提出したときは、甲商標権の登録の事項部の相当区にその権利の表示をし、かつ、その旨を記録しなければならない。この場合においては、同条第一項第四号及び第五号の規定にかかわらず、乙商標権の登録にその権利に関する事項を記録することを要しない。

2 前条の規定により登録をする場合において、原商標権についての商標登録に関する権利の登録名義人が甲商標権についてその権利を有しないとき、又は同条の登録の申請前にその権利が消滅

したことを当該登録名義人が承認したことを証明する書面若しくはその者に対抗することができる裁判の謄本若しくは抄本を提出したときは、甲商標権の登録の事項部の相当区にその権利の表示をし、かつ、商標法第二十四条第一項の規定による分割によりその権利についての記録を乙商標権の登録に移した旨を記録し、その権利の登録について抹消記号を記録しなければならない。

3 前二項の規定は、原商標権の登録の表示部に記録した事項が甲商標権又は乙商標権のいずれかにのみ関するものである場合に準用する。

(商標権の分割移転の登録)

第十一条 商標法第二十四条の二第一項の規定による商標権の移転をするため当該商標権を甲及び乙の商標権に分割する場合の登録をするときは、原商標権の登録の次に乙商標権の登録をするものとし、次に掲げる事項及び移転の登録に必要な事項を記録しなければならない。

一 登録番号記録部として、原商標権に係る登録番号及びそれに続けて「の2」を示す記号

二 第一表示部として、原商標権の商標登録出願及び更新登録申請の年月日、商標登録出願の番号、査定又は審決があつた旨及びその年月日、乙商標権に係る指定商品又は指定役務、商品及び役務の区分、区分の数並びに原商標権の設定及び更新の登録の年月日

三 登録料記録部として、原商標権の登録料及びその納付の年月日、原商標権が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときの国以外の者の持分の割合又は登録料の返還に関する事項

四 事項部の相当区として、原商標権の登録中登録した商標権その他商標登録に関する権利に関する事項

五 甲区以外の相当区には、前号に規定する事項のほか、乙商標権が甲商標権とともに当該権利の目的である旨

2 前項の規定による登録をしたときは、原商標権の登録に次に掲げる事項及び移転の登録に必要な事項を記録しなければならない。

一 登録番号記録部には、登録番号に続けて「の1」を示す記号

二 第一表示部には、原商標権の商標登録出願及び更新登録申請の年月日、商標登録出願の番号、査定又は審決があつた旨及びその年月日、甲商標権に係る指定商品又は指定役務、商品及び役務の区分、区分の数並びに原商標権の設定及び更新の登録の年月日

三 甲区以外の相当区として、登録に係る権利の表示及び商標法第二十四条の二第一項の規定による移転により甲商標権が乙商標権とともにその権利の目的である旨

第十二条 前条の規定により登録をする場合において、原商標権についての商標登録に関する権利の登録名義人が乙商標権についてその権利を有しないとき、又は同条の登録の申請前にその権利が消滅したことを当該登録名義人が承認したことを証明する書面若しくはその者に対抗することができる裁判の謄本若しくは抄本を提出したときは、甲商標権の登録の事項部の相当区にその権利の表示をし、かつ、その旨を記録しなければならない。この場合においては、同条第一項第四号及び第五号の規定にかかわらず、乙商標権の登録にその権利に関する事項を記録することを要しない。

2 前条の規定により登録をする場合において、原商標権についての商標登録に関する権利の登録名義人が甲商標権についてその権利を有しないとき、又は同条の登録の申請前にその権利が消滅したことを当該登録名義人が承認したことを証明する書面若しくはその者に対抗することができる裁判の謄本若しくは抄本を提出したときは、甲商標権の登録の事項部の相当区にその権利の表示をし、かつ、商標法第二十四条の二第一項の規定による移転によりその権利についての記録を乙商標権の登録に移した旨を記録し、その権利の登録について抹消記号を記録しなければならない。

3 前二項の規定は、原商標権の登録の表示部に記録した事項が甲商標権または乙商標権のいずれかにのみ関するものである場合に準用する。

(防護標章登録に基づく権利の消滅の登録の方法)

第十三条 第九条又は第十一条の規定により登録をする場合において、原商標権に防護標章登録に基づく権利があるときは、その登録を抹消しなければならない。

(商標権を三以上に分割する場合の登録の方法)

第十四条 前五条の規定は、原商標権を三以上の商標権に分割する場合の登録の方法に準用する。

第十四条の二 削除

(団体商標に係る商標権の移転の登録)

第十五条 商標法第二十四条の三第一項の規定による団体商標に係る商標権の移転の登録をしたときは、第一表示部に記録した団体商標に係る商標権である旨の登録について抹消記号を記録しなければならない。

(書換登録の方法)

第十六条 書換登録をするときは、商標権の場合にあつては第一表示部に書換登録申請の年月日、書換登録申請の番号、査定又は審決があつた旨及びその年月日、書き換えられた後の指定商品並びにその商品及び役務の区分並びに区分の数を、防護標章登録に基づく権利の場合にあつては、第二表示部に書換登録申請の年月日、書換登録申請の番号、査定又は審決があつた旨及びその年月日、書き換えられた後の指定商品並びにその商品及び役務の区分並びに区分の数を記録しなければならない。

(確定審決等の登録の方法)

第十六条の二 登録異議の申立てについての確定した決定又は商標法第四十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条第一項、第五十三条の二（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）、附則第十四条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）、若しくは平成八年改正法附則第十七条第一項の審判の確定審決又は再審の確定した決定若しくは確定審決の登録をするときは、表示部に登録異議、審判又は再審の番号、決定又は審決が確定した旨及びその年月日並びに確定した決定又は確定審決の概要を記録しなければならない。

2 再審の確定審決の登録をするときは、これに反する確定審決の登録を抹消しなければならない。

(予告登録の方法)

第十六条の三 商標登録令第一条の二第二号、第三号又は第四号に掲げる申立て又は請求について予告登録をするときは、表示部に申立て又は審判若しくは再審の請求があつた年月日、登録異議、審判又は再審の番号及び申立てに係る商標登録の表示又は請求の趣旨を記録しなければならない。

(未登録の通常使用権等に関する登録の方法)

第十六条の四 嘱託により、登録していない通常使用権又はこれを目的とする質権の処分の制限の登録をするときは、丙区として権利者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに嘱託により通常使用権又はこれを目的とする質権の登録をする旨を記録しなければならない。

(更正の通報)

第十六条の五 商標登録令第九条の五の経済産業省令で定める通報は、標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書に基づく規則第二十八規則（2）の規定による更正の通報とする。

(特許登録令施行規則の準用)

第十七条 特許登録令施行規則第一条第一項（登録の前後）の規定は、商標に関する登録について準用する。この場合において、「又は丁区」とあるのは、「丙区又は丁区」と読み替えるものとする。

2 特許登録令施行規則第一条の三第四項及び第五項、第二条第二項及び第三項、第三条、第四条第一項及び第二項、第五条第一項、第八条並びに第九条（登録に関する帳簿）の規定は、商標の登録に関する帳簿に準用する。

(特許登録令施行規則第十條の二)

3 特許登録令施行規則第十條（第二項、第五項及び第六項を除く。）、第十條の二（第四項を除く。）、及び第十條の三から第十三條の六まで（申請の手続）の規定は、商標に関する登録の申請の手続に準用する。この場合において、同規則様式第十二の備考第3中「記載する。」とあるの

は「記載する。国際登録に基づく商標権について質権の設定の登録を申請する場合において、当該国際登録が事後指定に係るものであるときは、「権利の表示」の欄に事後指定が国際登録簿に記録された日を記載する。」と、同規則第十条の二中「これらの登録の目的が同一の場合」とあるのは「これらの登録の目的が同一の場合又は第四条の二の規定による場合」と、「特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）第十二条第一項」とあるのは「商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）第九条第一項」と、同規則第十条の四第一号ロ中「特許法条約に基づく規則20（1）」に規定するモデル国際様式」とあるのは「商標法に関するシンガポール条約に基づく規則で定めるモデル国際様式」と、同条第二号中「専用実施権」とあるのは「専用使用権又は通常使用権」と、同条第四号中「又は専用実施権」とあるのは「専用使用権又は通常使用権」と、同規則様式第十八の備考第1中「専用実施権者」とあるのは「専用使用権者」、「通常使用権者」と読み替えるものとする。

4 特許登録令施行規則第十四条（第三項を除く。）、第十五条（第二項を除く。）、第十六条から第十九条まで、第二十条から第二十三条まで、第二十四条第一項、第二十五条、第二十六条第一項、第二十七条第二項、第二十八条第二項及び第三項、第三十二条、第三十三条、第三十九条第一項、第四十条、第四十五条第一項、第四十六条から第五十条まで、第五十一条第一項、第五十二条（第四項から第七項までを除く。）、第五十三条、第五十四条、第五十五条第一項及び第二項、第五十六条第一項、第五十七条、第五十八条第二項及び第三項並びに第五十九条から第六十一条まで（登録の手續）の規定は、商標に関する登録の手續に準用する。この場合において、同規則第十六条中「外国人」とあるのは「外国人（国際登録に基づく商標権の商標権者を除く。）」と、同規則第二十一条中「表示部又は事項部」とあるのは「表示部、事項部又は国際登録事項記録部」と、同規則第十四条第二項中「及び丁区」とあるのは「丙区及び丁区」と、同規則第三十四条第一項中「専用実施権」とあるのは「専用使用権、通常使用権」と、同規則第六十条第三項中「特許登録令第十九条又は第十条の四」とあるのは「特許登録令第十九条、商標登録令第八条又は第十条の四」と読み替えるものとする。

第十八条 登録の申請の手續は、この省令で定める様式のほか、商標法条約に基づく規則で定めるモデル国際様式又は商標法に関するシンガポール条約に基づく規則で定めるモデル国際様式によりすることができる。

附 則

1 この省令は、商標法の施行の日（昭和三十五年四月一日）から施行する。

2 商標登録規則（大正十年農商務省令第四十二号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。ただし、商標法（大正十年法律第九十九号）による商標権、標章権または団体標章権（以下「旧法による商標権等」という。）についての登録用紙については、商標登録令第五条第一項の規定によりその登録が移記された場合における移記後の登録用紙を除き、旧規則第一条において準用する特許登録令施行規則（大正十年農商務省令第三十九号。以下「旧特許登録令施行規則」という。）第十八条および第十九条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧規則第一条において準用する旧特許登録令施行規則第十八条第一項および第二項中「特許原簿」とあるのは、「特許登録原簿」と読み替えるものとする。

3 旧法による商標権等に関する登録については、商標登録令第五条第一項の規定によりその登録が移記された場合を除き、第九条第二項第二号中「ならびに原商標権の設定および更新の登録の年月日」とあるのは、「原商標権の設定および更新の登録の年月日ならびに乙商標権の登録用紙をつづり込んだ商標登録原簿の冊数および乙商標権の登録用紙のページ数」と、第十五条第一項において準用する特許登録令施行規則第九条第二項中「表題部」とあるのは「信託財産欄」と、第十五条第一項において準用する特許登録令施行規則第九条第三項中「事項区」とあるのは「信託の当事者及び条項欄」と、第十五条第三項において準用する特許登録令施行規則第十五条中「下」とあるのは「左側」と、第十五条第三項において準用する特許登録令施行規則第二十条第一項中「前条第一項に規定する場合を除き、回復の登録をするときは」とあるのは「回復の登

録をするときは」と、第十五条第三項において準用する特許登録令施行規則第二十二條および第二十三条中「横線」とあるのは「縦線」と、第十五条第三項において準用する特許登録令施行規則第五十四条中「下」とあるのは「左側」と、第十五条第三項において準用する特許登録令施行規則第五十八条中「横線」とあるのは「縦線」と、「下」とあるのは「左側」と読み替えてこれらの規定を適用し、第一条第二項、第十五条第一項において準用する特許登録令施行規則第一条第三項および第四項ならびに第十五条第三項において準用する特許登録令施行規則第十九条第二十五条および第二十六条の規定は、適用しない。

4 商標に関する審判其の他の手續の費用及び登録に関する件（大正十年勅令第四百六十四号）による受付簿は、この省令による登録受付簿とみなす。

附 則（昭和三十七年一月一日通商産業省令第一二三号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の規定は、この省令の施行前にされた行政庁の処分その他この省令の施行前に生じた事項についても、適用する。ただし、この省令による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この省令の施行前にされた異議の申立その他の不服申立てについては、この省令の施行後も、なお従前の例による。

附 則（昭和三十九年一月二四日通商産業省令第一〇四号）

1 この省令は、特許法等の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第四百十八号）の施行の日（昭和四十年一月一日）から施行する。

2 特許登録令等の一部を改正する政令（昭和三十九年政令第三百二十四号）附則第二項の規定による商標登録原簿の改製は、同令による改正前の商標登録令による商標登録原簿に記載されている事項（商標登録令附則第二項の規定により同令による商標登録原簿とみなされたものについては、改製の際現に存する商標権に係る事項に限る。）を、特許登録令等の一部を改正する政令による改正後の商標登録原簿に記録してするものとする。

3 前項の規定による商標登録原簿の改製を完了すべき期日は、商標権ごとに、特許庁長官が指定する。

4 第二項の規定により商標登録原簿（商標登録令附則第二項の規定により同令による商標登録原簿とみなされたものを除く。）を改製したときは、改製前の商標登録原簿の登録用紙を閉鎖し、これを閉鎖商標原簿につづり込まなければならない。

5 第二項の規定により商標登録令附則第二項の規定により同令による商標登録原簿とみなされた商標に関する審判其の他の手續の費用及び登録に関する件（大正十年勅令第四百六十四号）による商標登録原簿を改製したときは、改製前の商標登録原簿は閉鎖商標原簿になったものとみなす。

6 第四項の規定による閉鎖商標原簿および前項の規定により閉鎖商標原簿とみなされたものの保存期間は、改製の日から二十年とする。

7 この省令施行前に作成された閉鎖商標原簿および特許登録令等の一部を改正する政令附則第二項の規定により従前の例により作成された閉鎖商標原簿の保存期間ならびに登録の回復についてのこれらの閉鎖商標原簿への記載および押印については、なお従前の例による。

附 則（昭和四〇年七月一九日通商産業省令第八九号）

この省令は、千九百一十二年十二月十四日にブラッセルで、千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にヘグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約（ヘグ加入の効力発生の日から施行する。）

附 則（昭和五〇年九月二三日通商産業省令第八六号） 抄

この省令は、昭和五十一年一月一日から施行する。

附 則（昭和五三年三月二二日通商産業省令第一五号）

この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現に存続する特許権若しくは特許料が納付されている特許出願に係る特許権についての特許登録原簿、この省令の施行の際現に存続する実用新案権若しくは登録料が納付されている実用新案登録出願に係る実用新案権についての実用新案登録原簿、この省令の施行の際現に存続する意匠権若しくは登録料が納付されている意匠登録出願に係る意匠権についての意匠登録原簿又はこの省令の施行の際現に存続する商標権若しくは登録料が納付されている商標登録出願に係る商標権についての商標登録原簿の様式及び記録の方法については、特許権、実用新案権、意匠権又は商標権ごとに、特許庁長官が指定する期日までは、なお従前の例による。

附 則 (昭和五四年二月二二日通商産業省令第一一六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三年一〇月三一日通商産業省令第七一号)

(施行期日)

第一条 この省令は、商標法の一部を改正する法律(平成三年法律第六十五号。以下「改定法」という。)の施行の日(平成四年四月一日)から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に存続する商標権若しくは現に特許庁に係属している商標登録出願に係る商標権についての商標登録原簿の様式及び記録の方法については、なお従前の例による。(特例商標に係る商標権の設定の登録の方法)

第三条 改正法附則第五条第一項の規定による使用に基づく特例の主張を伴う商標登録出願に係る商標(以下「特例商標」という。)について商標権の設定の登録をするときは、改正後の商標登録令施行規則(以下「新規則」という。)第五条又は第七条の規定により記録すべき事項のほか、第一表示部に当該商標権が特例商標に係る商標権である旨を記録しなければならない。

第四条 改正法附則第五条第三項の規定により読み替えて適用する改正後の商標法(以下「新法」という。)第八条第二項の規定による同一又は類似の役務について使用をする同一又は類似の二以上の特例商標(以下「重複商標」という。)の一について商標権の設定の登録をする場合において、当該重複商標の他の一についての登録商標があるときは、前条の規定により記録すべき事項のほか、第一表示部に当該商標権が重複商標に係る商標権である旨を記録しなければならない。

2 前項の規定により商標権の設定の登録をしたときは、他の特例商標についての登録商標の第一表示部に重複商標に係る商標権である旨を記録しなければならない。ただし、当該重複商標に係る商標権である旨を既に記録している場合には、記録することを要しない。

(特例商標に係る商標権の分割移転の登録の方法)

第五条 特例商標に係る商標権について、新規則第九条の規定により登録をするときは、乙商標権の第一表示部に特例商標に係る商標権である旨を記録しなければならない。

第六条 重複商標に係る商標権について、新規則第九条の規定により登録をするときは、乙商標権の第一表示部に重複商標に係る商標権である旨を記録しなければならない。ただし、当該商標権の分割により乙商標権のみが重複商標に係る商標権となったときは甲商標権の第一表示部に記録した重複商標に係る商標権である旨を抹消し、甲商標権のみが重複商標に係る商標権となったときは乙商標権の第一表示部に重複商標に係る商標権である旨を記録することを要しない。

第七条 前二条の規定は、原商標権を三以上の商標権に分割する場合の登録の方法に準用する。

(重複商標に係る商標権が当該商標権の移転により商標権者が同一である場合の登録の方法)

第八条 重複商標に係る商標権の設定の登録があった後に、当該商標権の移転の登録により当該商標権全ての商標権者が同一であるときは、当該商標権全ての登録の第一表示部に記録した重複商標に係る商標権である旨を抹消しなければならない。

(重複商標に係る商標権の一を残して消滅した場合の登録の方法)

第八条の二 重複商標に係る商標権の設定の登録があった後に、一の商標権以外の商標権全てについて消滅の登録をしたときは、重複商標に係る商標権のうち消滅しないものの登録の第一表示部に記録した重複商標に係る商標権である旨を抹消しなければならない。

附 則 (平成五年二月八日通商産業省令第七五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律(平成五年法律第二十六号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成六年一月一日)から施行する。

附 則 (平成八年二月二五日通商産業省令第七九号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、商標法等の一部を改正する法律(平成八年法律第六十八号。以下「平成八年改正法」という。)の施行の日(平成九年四月一日)から施行する。ただし、第九条の規定は、平成九年一月一日から、第二条、第四条、第十三条、第十五条及び附則第十一条の規定は、平成十年四月一日から施行する。

(第三条の規定による商標登録令施行規則の改正に伴う経過措置)

第五条 平成八年改正法附則第九条の規定によりなおその効力を有することとされる平成八年改正法第一条の規定による改正前の商標法第四十八条第一項の審判については、第三条の規定による改正前の商標登録令施行規則第三条第三項の規定は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。

附 則 (平成一〇年二月一八日通商産業省令第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十一年一月一日から施行する。

附 則 (平成一二年三月一〇日通商産業省令第一四号)

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年七月七日通商産業省令第一〇号)

この省令は、標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書が日本国について効力を生ずる日(平成十二年三月十四日)から施行する。

附 則 (平成一二年一月二〇日通商産業省令第三五七号)

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一三年一〇月二日経済産業省令第二〇三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年一〇月二七日経済産業省令第一四一号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十六年一月一日)から施行する。

附 則 (平成一六年三月二日経済産業省令第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律の一部の施行の日(平成十六年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一七年一〇月三日経済産業省令第九六号)

この省令は、平成十七年十月三日から施行する。

附 則 (平成一八年二月二五日経済産業省令第七号)

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年九月二八日経済産業省令第六八号)

この省令は、信託法の施行の日(平成十九年九月三十日)から施行する。

附 則 (平成二〇年九月三〇日経済産業省令第六九号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。

附 則 (平成二二年一月三〇日経済産業省令第五号)

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十二年七月一日経済産業省令第四一号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 別の区（特許登録令施行規則第七条第一項、実用新案登録令施行規則第二条の二第一項、意匠登録令施行規則第三条第一項並びに商標登録令施行規則第三条第一項及び第三条の二第一項の甲区、乙区、丙区又は丁区をいう。）にした登録の双方に登録年月日の記録がある登録相互間（登録の双方に受付の年月日及び受付番号がないものを除く。）についての第一条の規定による改正後の特許登録令施行規則（以下「新特許登録令施行規則」という。）第一条第一項（第二条の規定による改正後の実用新案登録令施行規則第三条第一項において準用する場合、第三条の規定による改正後の意匠登録令施行規則第六条第一項において準用する場合及び第四条の規定による改正後の商標登録令施行規則第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新特許登録令施行規則第一条第一項中「受付の年月日及び受付番号（登録の双方に受付の年月日及び受付番号の記録がないときは登録年月日、登録の一方に受付の年月日及び受付番号の記録がないときは受付の年月日と登録年月日）」とあるのは、「登録年月日」とする。

附 則（平成二十三年二月二十八日経済産業省令第七二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十四年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成二十七年二月二〇日経済産業省令第六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

附 則（平成二十八年三月二五日経済産業省令第三六号）

この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則（平成三一年二月二二日経済産業省令第二二号）抄

（施行期日）

1 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。

附 則（令和元年五月七日経済産業省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年七月一日経済産業省令第一七号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和元年一〇月一日経済産業省令第三九号）

この省令は、令和元年十月一日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定は、令和二年二月一日から施行する。

附 則（令和三年六月二一日経済産業省令第五〇号）

（施行期日）

第一条 この省令は、令和三年六月十二日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和四年三月一五日経済産業省令第一四号）

この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

附 則（令和四年二月二六日経済産業省令第一〇三号）

この省令は、令和五年一月一日から施行する。

附 則（令和五年二月一八日経済産業省令第五八号）抄

（施行期日）

1 この省令は、令和六年一月一日から施行する。

附 則（令和六年二月二九日経済産業省令第一〇号）抄

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

商標登録第 号				
第 一 表 示 部				
表示番号 (付記)	登 録 事 項			
1 番	出 願 年 月 日		出願番号	
	査定 (審決) 年月日		区分の数	
	国際登録の取消し (廃棄) 後の特例	国際登録の番号 国際登録の年月日 (事後指定の年月日)		
	出願時の特例	特例国際商標権に係る 国際登録の番号		
	動 き 商 標			
	ホ ロ グ ラ ム 商 標			
	立 体 商 標			
	色 彩 の み か ら な る 商 標			
	音 商 標			
	位 置 商 標			
	標 準 文 字			
	団 体 商 標			
	地 域 団 体 商 標			
	優 先 権 主 張	国・地域名		
		出願年月日		件 数
商品及び役務の区分				
指定商品 (指定役務)				
登 録 年 月 日				
第 二 表 示 部				
表示番号 (付記)	登 録 事 項			
登 録 料 記 録 部				
登 録 料				

様式第一〔第一条の二関係〕
(一七) 商標法六・七
(一八) 商標法一・二
(一九) 商標法一・二

国以外の者の持分の割合又は返還に関する事項	
甲 区	
順位番号 (付記)	登 録 事 項
乙 区	
順位番号 (付記)	登 録 事 項
丙 区	
順位番号 (付記)	登 録 事 項
丁 区	
順位番号 (付記)	登 録 事 項

国際登録第	号
第 一 表 示 部	
登 録 事 項	
表示番号（付記）：1 番	
国際登録（事後指定）の年月日	
査定（審決）年月日	
特例国際商標権	
重複国内商標権に係る登録番号	
登録商標	
動 き 商 標	
ホ ロ グ ラ ム 商 標	
立 体 商 標	
色 彩 の み か ら な る 商 標	
音 商 標	
位 置 商 標	
商標の詳細な説明	
団 体 商 標	
地 域 団 体 商 標	
優先権主張 国・地域名 出願年月日 件数	
商品及び役務の区分	
指定商品（指定役務）	
登 録 年 月 日	
第 二 表 示 部	
登 録 事 項	
表示番号（付記）：	
甲	区

様式第一の二〔第一条の二関係〕
（平）七 編第六、並行 第三編第六（二）一、四（七）

登 録 事 項
順位番号（付記）：
乙 区
登 録 事 項
順位番号（付記）：
丙 区
登 録 事 項
順位番号（付記）：
丁 区
登 録 事 項
順位番号（付記）：
国 際 登 録 事 項 記 録 部
登 録 事 項
記録番号（付記）：

様式第二

[illegible]

様式第三

[illegible]

(表)

原	簿	目	帳
登録 番号	つづり 込んだ 理由	登録用 紙を添 付した 月日	除いた 理由
登録 番号	つづり 込んだ 理由	登録用 紙を添 付した 月日	除いた 理由
登録 番号	つづり 込んだ 理由	登録用 紙を添 付した 月日	除いた 理由
登録 番号	つづり 込んだ 理由	登録用 紙を添 付した 月日	除いた 理由
登録 番号	つづり 込んだ 理由	登録用 紙を添 付した 月日	除いた 理由
登録 番号	つづり 込んだ 理由	登録用 紙を添 付した 月日	除いた 理由
登録 番号	つづり 込んだ 理由	登録用 紙を添 付した 月日	除いた 理由
登録 番号	つづり 込んだ 理由	登録用 紙を添 付した 月日	除いた 理由
登録 番号	つづり 込んだ 理由	登録用 紙を添 付した 月日	除いた 理由
登録 番号	つづり 込んだ 理由	登録用 紙を添 付した 月日	除いた 理由

(裏)

原	簿	目	帳
登録 番号	つづり 込んだ 理由	登録用 紙を添 付した 月日	除いた 理由
登録 番号	つづり 込んだ 理由	登録用 紙を添 付した 月日	除いた 理由
登録 番号	つづり 込んだ 理由	登録用 紙を添 付した 月日	除いた 理由
登録 番号	つづり 込んだ 理由	登録用 紙を添 付した 月日	除いた 理由
登録 番号	つづり 込んだ 理由	登録用 紙を添 付した 月日	除いた 理由
登録 番号	つづり 込んだ 理由	登録用 紙を添 付した 月日	除いた 理由
登録 番号	つづり 込んだ 理由	登録用 紙を添 付した 月日	除いた 理由
登録 番号	つづり 込んだ 理由	登録用 紙を添 付した 月日	除いた 理由
登録 番号	つづり 込んだ 理由	登録用 紙を添 付した 月日	除いた 理由
登録 番号	つづり 込んだ 理由	登録用 紙を添 付した 月日	除いた 理由

受 付 日 時	受 付 番 号	照 会 番 号	登録の 目的	申請人 氏名 (法 人)	備考

様式第六（第4条関係）

収 入 印 紙	商標権分割登録申請書
(四)	(令和 年 月 日)
特許庁長官 殿	
1 商標登録番号	
2 分割に係る指定商品又は指定役務並びに商品又は役務の区分	
第 類	
指定商品 (指定役務)	
3 登録の目的	
4 申請人 (商標権者)	
(識別番号)	
住所 (居所)	
氏名 (名称)	
(国籍・地域)	
5 代理人	
(識別番号)	
住所 (居所)	
氏名 (名称)	
6 添付書面の目録	
(1) 商標権分割証明書	1 通
(2) ()	

[備考]

- 用紙は、日本産業規格A列4番(横21cm、縦29.7cm)の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい欄等を記載してはならない。
- 余白は、少なくとも用紙の左右及び上下に各々2cmをとる。
- 文字は、タイプ用紙等により、黒色で、明りようにかつ容易に消すことができないように書く。
- 特許用紙をはるときは、その下にその欄を括弧として記載する。工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成2年通商産業省令第41号、以下「特例法施行規則」という。)第40条第2項の規定により工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成2年法律第30号)第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「申請人(商標権者)」の欄(「代理人が手続を行う場合は「代理人」の欄)に「(識別番号)」の欄を設けて識別番号を記載し、「代理人」の欄の次に「予納台帳番号」の欄を設け、予納台帳の番号を記載し、「予納台帳番号」の欄の次に「納付金額」の欄を設け、手数料の額を記載する。商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付申出を行うときは、「申請人(商標権者)」の欄(「代理人が手続を行う場合は「代理人」の欄)に「(識別番号)」の欄を設けて識別番号を記載し、「代理人」の欄の次に「5. 振替番号」の欄を設け、振替番号を記載し、「振替番号」の欄の次に「納付金額」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「申請人(商標権者)」の欄(「代理人が手続を行う場合は「代理人」の欄)に「(識別番号)」の欄を設けて識別番号を記載し、「代理人」の欄の次に「指定立替納付」の欄を設け、「指定立替納付」の欄の次に「納付金額」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「(識別番号)」の欄は設けるには及ばない。商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令(平成8年通商産業省令第64号)第5条の規定による納付書(以下

- 「納付書」という。)によるときは、「代理人」の欄の次に収入票収官事務規程(昭和27年大蔵省令第141号)別紙第4号の1の表式の納付済証(特許庁提出用)を別添の用紙にはるものとし特例法施行規則第41条の9第1項に規定する納付済証(以下「納付済証」という。)によるときは、「代理人」の欄の次に「納付番号」の欄を設け、納付番号を記載する。
- 「指定商品又は指定役務」の読み方が難解であるとき又は読み誤りややいものであるときは、なるべく片假名で振り仮名を付ける。また、2以上の商品(役務)を指定する場合には、それぞれの指定商品(指定役務)の区切りコンマ(、)を付さなければならない。
 - 「分割に係る指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」の欄に記載すべき商品及び役務の区分が2以上である場合は、次のように欄を繰り返し設けて記載する。
第 類
指定商品 (指定役務)
第 類
指定商品 (指定役務)
 - 「登録の目的」の欄には、「本商標権の分割」と記載する。
 - 申請人(商標権者)又は「代理人」の欄の住所の次に申請人(商標権者)又は代理人の有する電話又はファクシミリ番号をなるべく記載する。また、特例法施行規則第3条の規定により識別番号の付与を受けている場合は、識別番号を住所の前に記載するものとする。
 - 住所(居所)の欄は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。
 - 氏名(名称)の欄は、自然人にあつては、氏名を記載する。法人にあつては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。
 - 「(国籍・地域)」の欄は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍・地域が住所(居所)の欄に記載した国・地域と同一であるときは、「(国籍・地域)」の欄は設けるには及ばない。
 - 代理人によるときであつて本人が法人の場合にあつては、「代表者」の欄は不要とし、代理人によるときは「(令和 年 月 日)」には、なるべく提出する日を記載する。
 - 商標法施行規則第22条第2項において準用する特許法施行規則第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る権利であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「代理人」の欄の次に「国以外の者のすべての者の持分の割合」の欄を設けて、「○/○」のように記載する。
 - 商標法施行規則第22条第1項において準用する特許法施行規則第9条の3第1項の規定により包括委任状を使用するときは、「添付書面の目録」の欄に「包括委任状番号」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、2以上の包括委任状を使用するときは、「添付書面の目録」の欄に「包括委任状番号」の欄を繰り繰り返し設けて記載する。
 - 商標登録令第10条において準用する特許登録令第36条の規定により書面の提出を省略するときは、「添付書面の目録」の欄に、当該書面の書類名を記載し、その次に「抜用の表示」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは当該書面が提出される手続に係る商標登録番号、書類名及びその提出日を、同条第2項の規定によるときは当該書面が提出された手続に係る商標登録番号、書類名及びその提出日を記載する。
 - 「商標権分割証明書」には、商標権者が記名し、印(本人確認できるものであること。)を押さなければならない。

様式第七（第4条関係）

収 入
印 紙

商標権分割移転登録申請書

(年 月 日)

(特許庁長官 殿)

1 商標登録番号

2 分割移転に係る指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分
第 類
指定商品 (指定役務)

3 登録の目的

4 申請人 (登録権利者)
(識別番号)
住所 (住所)
氏名 (名称)
(国名・地域)

5 申請人 (登録権利者) 代理人
(識別番号)
住所 (住所)
氏名 (名称)

6 申請人 (登録義務者)
(識別番号)
住所 (住所)
氏名 (名称)

7 申請人 (登録義務者) 代理人
(識別番号)
住所 (住所)
氏名 (名称)

8 添付書面の目録
(1)権利の移転を証明する書面 1通
(2) ()

〔備考〕
1 収入印紙の下にその額を括弧をして記載する。
2 「登録の目的」の欄には、「本商標権の分割移転」のように記載する。
3 「氏名 (名称)」は、自然人にあつては、氏名を記載する。法人にあつては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。また、申請人 (登録権利者) が法人であつて、その法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、「代表者」の欄の次に「法人の法的性質」の欄を設けて「〇〇法の規定による法人」又は「〇〇国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的性質を記載する。
4 第4条の2の規定により商標権の全部の移転の登録の申請と分割の移転の登録の申請を同一の書面で行うときは、表題を「商標権移転登録申請及び商標権分割移転登録申請書」とし、「商標登録番号」、「分割移転に係る指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」及び「登録の目的」の各欄には、それぞれ「別紙のとおり」と記載し、別紙に「(別紙)」と記載して、その次に次のように商標権の全部の移転の登録の申請及び商標権の分割の移転の登録の申請ごとにそれぞれ欄を繰り返し設けて記載する。
1 商標登録番号
2 登録の目的

- 1 商標登録番号
2 分割移転に係る指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分
3 登録の目的
- 5 商標登録令第8条又は同令第10条において準用する特許登録令第19条の規定により登録権利者だけで申請するときは、「申請人 (登録義務者) 代理人」の欄を「登録義務者」とし、登録義務者が法人の場合にあつては、「代表者」の欄及び「申請人 (登録義務者) 代理人」の欄は不要とする。また、商標登録令第8条の規定により登録義務者だけで申請するときは、「申請人 (登録権利者)」の欄を「登録権利者」とし、登録権利者が法人の場合にあつては、「代表者」の欄及び「申請人 (登録権利者) 代理人」の欄は不要とする。
- 6 「権利の移転を証明する書面」は、「分割譲渡証書」、「分割売買契約証書」等とする。「分割譲渡証書」、「分割売買契約証書」等には、譲渡人が署名し、印 (本人確認できるものであること。) を押さなければならない。また、商標登録令第10条において準用する特許登録令第29条第1項第2号の「第三者の許可、認可、同意又は承諾を証明する書面」には、当該第三者が署名し、印を押さなければならない。
- 7 第17条第2項において準用する特許登録令施行規則第10条の2第1項の規定により申請と届出を同一の書面で行うときは、申請書は、商標法施行規則様式第111によるものとする。
- 8 その他は、様式第六の備考1から3まで、5、6、8、9及び11から15までと同様とする。この場合において、備考6中「分割に係る指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」とあるのは「分割移転に係る指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」と、備考8中「申請人 (商標権者)」とあるのは「申請人 (登録権利者)」、「申請人 (登録義務者)」と読み替えるものとする。

様式第八（第4条関係）

収入
印紙

専用（通常）使用権設定（変更）登録申請書

（令和 年 月 日）

特許庁長官 殿

1 商標登録番号

2 権利の表示

3 専用（通常）使用権の範囲

4 登録の目的

5 申請人（登録権利者）
（識別番号）
住所（居所）
氏名（名称）
国籍・地域

6 申請人（登録権利者）代理人
（識別番号）
住所（居所）
氏名（名称）

7 申請人（登録義務者）
（識別番号）
住所（居所）
氏名（名称）

8 申請人（登録義務者）代理人
（識別番号）
住所（居所）
氏名（名称）

9 部付書面の目録

(1) 専用（通常）使用権設定契約（許諾）証書 1通

(2) （ ）

[備考]

1 申請書の表題は、専用使用権の設定の登録の申請をするときは「専用使用権設定登録申請書」とし、通常使用権の設定の登録の申請をするときは「通常使用権設定登録申請書」とする。また、専用使用権の変更の登録の申請をするときは「専用使用権変更登録申請書」とし、通常使用権の変更の登録の申請をするときは「通常使用権変更登録申請書」とする。

2 「商標登録番号」の欄には、国際登録に基づく商標権について専用使用権又は通常使用権の設定又は変更の登録を申請する場合は、「国際登録○○○○○○○○号」のように国際登録の番号を記載する。

3 専用使用権又は通常使用権の設定の登録を申請する場合において、「権利の表示」の欄は、登録の目的が商標権以外の権利に關するものであるときにのみ記載する。国際登録に基づく商標権について専用使用権又は通常使用権の設定の登録を申請する場合において、当該国際登録が事後指定に係るものであるときは、「権利の表示」の欄に事後指定が国際登録簿に記載された日を記載する。また、専用使用権又は通常使用権の変更の登録を申請する場合においては、「権利の表示」の欄は、変更する専用使用権又は通常使用権の順位番号及び範囲（地域、期間及び内容）を記載する。

4 専用（通常）使用権設定登録申請の場合にあつては、「専用（通常）使用権の範囲」の欄には、設定契約（許諾）証書に記載された専用（通常）使用権の設定すべき範囲（地域、期間及び内容）を記載する。なお、専用

〔通常〕使用権変更登録申請の場合にあつては、「専用（通常）使用権の範囲」の欄は設けるには及ばない。

5 「登録の目的」の欄には、専用使用権の設定の登録の申請をするときは「専用使用権の設定」、通常使用権の設定の登録の申請をするときは「通常使用権の設定」、専用使用権の変更の登録の申請をするときは「本専用使用権の範囲を「○○」と変更」、通常使用権の変更の登録の申請をするときは「本通常使用権の範囲を「○○」と変更」のように記載する。

6 「住所（居所）」及び「氏名（名称）」の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、なるべく片仮名で假り仮名を付ける。

7 「申請人（登録権利者）」、「申請人（登録義務者）」又は「代理人」の欄の住所の次に申請人又は代理人の存する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。また、特例法施行規則第3条の規定により識別番号の付与を受けている場合は、識別番号を住所の前に記載するものとする。

8 商標登録令第10条において準用する特許登録令第19条の規定により登録権利者だけで申請するときは「申請人（登録義務者）」の欄を「登録義務者」とし、登録義務者が法人の場合にあつては「代表者」の欄は不要とする。

9 商標登録令施行規則第17条第3項において準用する特許登録令施行規則第13条の6第1項の規定により包括委任状を使用するときは、「部付書面の目録」の欄に「包括委任状番号」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、2以上の包括委任状を使用するときは、「部付書面の目録」の欄に「包括委任状番号」の欄を繰り返し設けて記載する。

10 「専用（通常）使用権設定（変更）契約（許諾）証書」には、登録義務者が記名し、印（本人確認できるものであること。以下この様式において同じ。）を押さなければならない。また、商標登録令第19条において準用する特許登録令第29条第1項第2号の「第三者の許可、認可、同意又は承諾を証明する書面」には、当該第三者が記名し、印を押さなければならない。

11 その他は、様式第六の備考1から3まで、9及び11から13まで並びに様式第七の備考1及び3と同様とする。